

第51号議案

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年6月8日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

特別職等の期末手当に係る職務加算率を一般職に準じて改定するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年芦屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の15」を「100分の20」に改める。

(芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和43年芦屋市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の15」を「100分の20」に改める。

(芦屋市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 芦屋市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和31年芦屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の15」を「100分の20」に改める。

(芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成21年芦屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「100分の15」を「100分の20」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成24年6月1日から適用する。

参 照

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正要綱

1 改正の趣旨

特別職等の期末手当に係る職務加算率を一般職に準じて改定するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

平成24年3月31日をもって、行政改革による一般職の期末勤勉手当の職務加算率の減額措置が終了したことに伴い、次に掲げる条例を改正し、市議会議員、市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の期末手当の職務加算率を100分の15から100分の20に引き上げる。

(第1条, 第2条, 第3条及び第4条関係)

ア 芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (第7条)

イ 芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例 (第4条)

ウ 芦屋市教育委員会教育長の給与, 勤務時間その他の勤務条件に関する条例

(第2条)

エ 芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例 (第2条)

3 施行期日

公布の日から施行し, 平成24年6月1日から適用する。